



災害時相互協力に関する協定を締結しました

(5 ページに掲載)



水巻町・みずまき社会福祉法人ネットワーク

第25回「水巻町精霊流し」は中止します。

例年、8月15日に開催していましたが「水巻町精霊流し」については、新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の観点から中止となりました。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会

もくじ

- | | |
|--|--------------------------|
| 本年度の方針、重点事業 ② | みずまき社会福祉法人ネットワーク . . . ⑤ |
| 具体的な事業、予算・決算 ③ | 介護事業からのお知らせ ⑥ |
| 食品寄贈、役場新任職員研修、
ボランティア活動保険 ④ | ボラ連だより ⑦ |
| | 情報ステーション ⑧ |



令和3年度 事業計画・予算

◆ 本年度の方針 ◆

20年後の「2040年」には、高齢者数がピークを迎え、少子高齢化が引き続き進み、人口構造や社会の姿が大きく変化すると見込まれています。こうした社会の変化と新たな要請に応え、本会の果たすべき使命や経営理念を明確にし、その実現に向けた具体的な取り組みを示すため、「第1次発展・強化計画」を策定しました。この計画の使命に「誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる『ともに生きる豊かな地域社会』づくりの推進」を掲げています。これは、地域に暮らす全ての人がそれぞれに役割を持ちながら共に創っていく「地域共生社会の実現」と「SDGs＝誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を組み合わせたものです。これらの社会の実現に向けて、地域福祉の推進の中核的な団体として、経営や組織基盤の強化に努めます。

また、昨年改正された社会福祉法では、「地域共生社会推進」の観点から市町村における包括的な支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これにより、複合化・多様化した地域生活課題の対応に向けて、地域住民とあらゆる関係機関が連携して課題解決に向けた取り組みを進める必要があります。このことは、これまで本会が取り組んできた「住民相互の見守り・支えあい」「地域連携・協働」による福祉のまちづくりと重なるもので、本会の果たすべき役割は益々重要となっています。

本会では、「誰もが協働し、話し合い、支え合い、安心して暮らすことができる地域」を目指し、住民同士の福祉コミュニティづくりである「地域福祉ネットワーク活動（小地域福祉活動）」の推進を今後も重点事業に掲げて、地域住民・行政・関係機関と連携を図りながら積極的に取り組みます。

また、急速に進む高齢化や核家族化、精神・知的障がい者の親亡き後の問題などにより、成年後見制度の利用が必要なケースが増加していますが、判断能力が十分でない方を法的に支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業が十分に活用されていないのが現状です。そのため、住民が相談しやすい窓口として、昨年4月より「権利擁護センター」をスタートさせました。町行政と連携のもと、地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の広報啓発や市民後見人・法人後見従事者養成講座などを実施し、必要な人に必要な支援ができる事業の運営と周知に取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

1. 法人運営について

- 地域福祉を推進する中核的な団体として、住民の皆様から信頼される組織づくり
- 運営の透明性と中立性、公平性の確保を図るとともに、法人組織として適切な運営、多様なニーズに対応できる事務局体制の強化

2. 地域福祉ネットワーク活動の推進

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり
- 区長会や民生委員・児童委員協議会、地区公民館長連絡協議会、老人クラブ連合会等と連携した、「見守り」や「支えあい」を行う地域福祉ネットワーク活動やサロン活動の推進

3. 生活支援体制整備事業第2層運営業務の推進

- 小学校区での協議体（話し合いの場）を設置して、住民と意見を交わしながら、住民主体の福祉コミュニティづくり
- それぞれの地域特性をいかし、住民のニーズや課題が把握でき解決を試みるような仕組みづくり

4. 地域における権利擁護の充実

- 認知症高齢者、知的障がい及び精神障がい等により判断能力が十分でない方々が、地域（在宅や施設）で安心して暮らせるように、「権利擁護センター」を設置し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の相談や利用促進

5. ボランティアセンターの活性化

- ボランティアセンター運営委員会を中心に、ボランティア講座の実施によるボランティアの育成、ボランティア活動の啓発、情報提供、需給調整
- 町行政と情報を共有しながら町内のボランティアの育成

6. 地域福祉事業の推進

- 独自事業である「あんしん生活支援サービス」を通して、公的サービスの対象とならない方々への自立に必要なサービス（入退院時の介助、入院中の洗濯等）を提供し、自立支援を目指した事業の推進

7. 居宅介護等事業の推進

- 今後も継続して適正な事業運営に努め、利用者の皆様が住み慣れた地域で在宅生活が継続できる支援
- 良質なサービスを安定して提供できるよう人材の確保に努め、職員の資質向上を図る

8. シルバー能力活用事業の運営

- 高齢者の働く意欲と経験・能力の再活用を図り、社会参加を促す事業では、今後の高齢化に伴う就労者の増加が見込まれるため、多くの就労者に仕事を確保できるよう事業周知に努める

具体的な事業

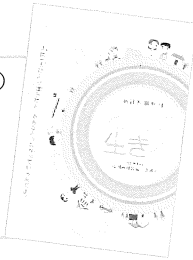
● 広報活動の充実



- 社協だよりの発行（年4回）
- ホームページによる最新情報の発信
- 社協事業説明会の開催

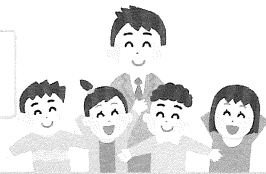
● 児童福祉の推進

- 福祉教育教材の配布（小学3～5年生）
- 小学校入学支度金助成（低所得世帯）
- 修学旅行費補助（低所得世帯）
- 福祉教育の実施
- 学校用務員業務の受託



● 母子・父子世帯福祉の推進

- 団体に対する活動助成
- 個人・団体に対する活動支援や情報提供



● 高齢者福祉の推進

- 花いっぱい運動（老人クラブ花壇助成）
- 敬老の日「長寿記念品」の贈呈（70歳以上）
- 福祉バス運行業務の受託
- 愛の一声運動（ヤクルト配達）



※花いっぱい運動

● 在宅障がい者（児）福祉の推進

- 団体に対する活動助成
- 個人・団体に対する活動支援や情報提供
- ボランティア連絡協議会所属団体との交流の推進

● 住民相談事業の推進

- 住民相談（月・金曜日）
- 行政相談（年16回）
- 弁護士相談（年22回）
- 司法書士相談（年6回）
- 介護相談（年6回）

● 献血運動の推進

● 宅配事業の実施

● 共同募金会への協力

● 在宅福祉用具等の貸出

● 生活福祉資金貸付事務

● 災害時相互協定の締結

● みずまき社会福祉法人ネットワーク（連絡会）事務局の設置

令和3年度 予算

収入

科目	金額
会費収入	2,200,000円
寄附金収入	1,400,000円
経常経費補助金収入	92,966,000円
受託金収入	17,455,000円
事業収入	70,465,000円
介護保険事業収入	13,413,000円
障害福祉サービス等事業収入	1,623,000円
受取利息配当金収入	15,000円
その他の収入	100,000円
前期末支払資金残高	9,000,000円
合計	208,637,000円

支出

科目	金額
人件費支出	147,948,000円
事業費支出	39,995,000円
事務費支出	6,314,000円
助成金支出	2,676,000円
固定資産取得支出	108,000円
積立資産支出	10,000円
その他の活動による支出	2,586,000円
予備費支出	9,000,000円
合計	208,637,000円

令和2年度 決算

収入

科目	金額
会費収入	2,068,500円
寄附金収入	1,207,619円
経常経費補助金収入	92,506,351円
受託金収入	19,142,570円
事業収入	67,050,457円
介護保険事業収入	12,600,219円
障害福祉サービス等事業収入	1,262,729円
受取利息配当金収入	4,163円
その他の収入	245,487円
前期末支払資金残高	106,638,338円
合計	302,726,433円

支出

科目	金額
人件費支出	138,014,258円
事業費支出	30,317,138円
事務費支出	5,559,793円
助成金支出	2,190,528円
固定資産取得支出	150,700円
積立資産支出	2,808円
その他の活動による支出	2,529,480円
予備費支出	0円
合計	178,764,705円

食を通してコロナ禍の生活に安心を

品を寄贈していただきました

5月～6月にかけて3度にわたり、(株)和洋食品様(吉田南)から工場で製造された麺やつゆ、天かすなどの食品をご寄贈いただきました。

この取り組みは、新型コロナウイルスの影響により、食べることに困っている方が増えていることを受け、商工会を通じ、食料支援をお願いし、実現したものです。

ご寄贈いただいた食品は、本会を通じて、ご相談に来られた方々や、支援団体等に直接お配りして、大変喜ばれています。

ご寄贈いただき、ありがとうございました。



和やかな雰囲気の中行われました

場新任職員研修を実施しました

今年度水巻町から採用された職員3名に、社会福祉協議会のことを知ってもらおうと新任職員研修を4月21日に開催しました。

本会でこういった活動や取り組みを行っているのかを説明をした後に、車椅子体験をしました。2人1組になり、乗る方と押す方をそれぞれ体験し、車イスの操作だけでなく、声の掛け方など学習しました。

少し緊張した様子でしたが、何か大切な“気づき”を得てくれたようです。

今後のご活躍を期待しています。



ボランティア活動保険のご案内

ボランティア活動保険とは、ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任などを補償します。万が一に備えて、安心して活動を行うためにもぜひご加入ください。

加入申込人(加入対象者)(ご加入いただける方)

水巻町社会福祉協議会に登録されているボランティア(ボランティア団体やグループ、個人ボランティア)

※現在、登録されていない団体やグループ、個人でボランティア活動を行っている方が、保険に加入される場合は、社会福祉協議会へのボランティア登録手続きが必要です。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」

補償期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※中途加入の場合、加入手続きを完了した日の翌日午前0時から補償が開始されます。

お問い合わせ

社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会 担当：松本

TEL 093-202-3700 水巻町頃末南3丁目11番1号(いきいきほーる内)

年間保険料

基本プラン…350円

天災・地震補償プラン…500円

新型コロナウイルスの補償について

新型コロナウイルスが補償の対象となりました。ボランティア活動中に、ボランティア自身が、感染した場合に補償されます。



2つのプランあるけれど
どっちがいいの？

災害ボランティアとして活動を考えている方は、万が一に備えて「天災・地震補償プラン」への加入をお勧めしています。





1. 災害停電時スマートフォン等充電ステーション

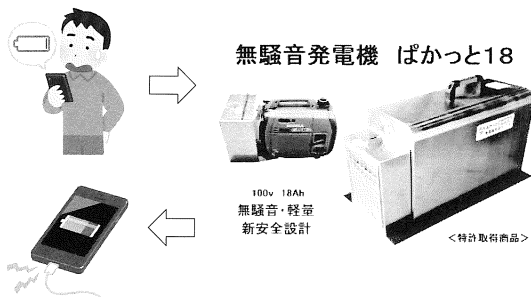
近年、自然災害による被害が全国各地で多発しており、大規模な停電が住民生活に深刻な影響を及ぼす事態も生じています。このような状況に備え、水巻町とみずまき社会福祉法人ネットワークでは、停電などの緊急時、スマートフォンなどの充電ができるように、非常時用の発電機を町内の7社会福祉法人（本会含む）に設置する協定を締結しました。

この協定は、社会貢献事業の一環として、災害停電時に被害を受けていない社会福祉法人において、施設の一部を開放して充電できる場所を提供する



水巻町/福祉松快園/水巻北保育所/水巻みなみ保育所/な
おみ会/めぐみ会/はまゆう福祉会/水巻町社会福祉協議会

イメージ図



もので、町民の生活の安定に寄与することを目的としています。

各社会福祉法人に、1基ずつ設置され、停電対策として今後の活用が期待されています。

現在では、連絡手段だけでなく、貴重な情報源でもあるスマートフォン。災害時の充電が、自らの命を守るための重要なツールとなっています。

本会としても、災害時の備えを一層強化し、町民の皆様の生活の安定や安心を提供できるよう努めて参ります。

2. ふくし出前講座

このネットワークは、水巻町内の高齢・障がい・児童・社会福祉協議会による7つの社会福祉法人の連絡会として、平成29年度に発足しました。「ふくし出前講座」では、皆様からのご要望に応じて参加法人が集会等に出向いて、内容についてご説明します。講座の申込は、社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

対 象：おおむね20人位の住民の皆さんが参加する集会等が対象です。

費 用：講師派遣の費用は無料です。会場は申込者で手配してください。※会場使用料などは、申込者の負担となります。

「ふくし出前講座」のメニュー

相談分野	講座名	対応法人	住所/連絡先
介護	「介護のあれこれ！」 「100歳までの元気な体づくりの仕方」	福祉松快園	吉田南二丁目9-1 TEL 201-8800 FAX 201-8801
子育て	「保育園ご案内 part I（保育所保育についてなど）」 「保育園ご案内 part II（登園からの流れなど）」	水巻北保育所	猪熊五丁目3-8 TEL 201-9308 FAX 201-9308
子育て	「保育園で好まれている手作りおやつ」 「子育て支援センター「ゆめらんど」に来ませんか？」	なおみ会 (水巻吉田保育園)	吉田西二丁目1-13 TEL 202-7193 FAX 202-7194
子育て	「子育てについて みんなで話しましょう」 「保育所の遊具やおもちゃで遊みましょう」	水巻みなみ保育所	二西一丁目7-1 TEL 202-5218 FAX 202-5238
障がい (精神)	「障がい者(精神)福祉サービスについて」 「はまゆう福祉会の歴史と運営・経営の実態」	はまゆう福祉会 (はまゆうサポートセンター)	吉田西三丁目19-11 TEL 201-6151 FAX 201-8151
障がい (知的)	「障がい者福祉サービスについて」 「知的障がい者の現状について」	めぐみ会 (水巻学園)	吉田南二丁目9-2 TEL 201-8070 FAX 203-5060
総合相談	「社会福祉協議会(社協)とは？」 「これからの地域福祉について」	社会福祉協議会	頃末南三丁目11-1 TEL 202-3700 FAX 202-3708

<みずまき社会福祉法人ネットワーク事務局>

社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会内 TEL 093-202-3700 FAX 093-202-3708



介護事業からのお知らせ



～高齢者・障がい者の方への外出支援～

外出支援サービス



水巻町社会福祉協議会では、一般の交通機関を利用することが困難な人に、リフト付き車両で、ご自宅と医療機関や施設との間の送迎サービスを提供しています。



対象となる方

1) 高齢者

概ね65歳以上の高齢者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により臥床または車いすを利用している人

2) 障がい者

重度の身体障がいのため、臥床または車いすを利用している身体障がい児・者

主なサービス内容

利用者の居宅と次の各号に掲げる場所との間を移送用車両により送迎（往復）する

- 1) 在宅福祉サービス等の実施施設
- 2) 医療機関
- 3) 介護予防のために外出支援が必要であると本会が認めた場所

利用料金 利用できる回数は、原則月2回以内

送迎区域		利用者金額
水巻町内		500円
遠賀郡内 中間市	水巻町外3km未滿	750円
	～5km未滿	1,000円
八幡西区 若松区	～10km未滿	1,500円
小倉北区 小倉南区	～15km未滿	2,000円
宗像市 福津市 鞍手郡鞍手町	15km以上	3,000円

水巻町社会福祉協議会 ホームヘルプサービス TEL 202-3073 FAX 202-3708

このようなお悩みはありませんか？お気軽にご相談ください。

ご家族を介護されている方、介護の不安や悩みがある方、介護が必要になる前にいろいろ知っておきたいという方、是非一度、私たちににご相談ください。

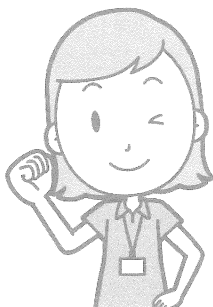


・ケアマネージャーのご相談は

水巻町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
TEL 202-3073 FAX 202-3708

・ホームヘルパーのご相談は

水巻町社会福祉協議会 ホームヘルプサービス
TEL 202-3073 FAX 202-3708



ホームヘルパーを募集しています！

内容 高齢者・障がい者の方々があん心して過ごせるよう、ご自宅に訪問し、身体介護・生活援助等のサービスを提供するお仕事です。

給与 時給 1,120円

資格等 介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー2級）または、生活援助従事者研修修了者 マイカー持ち込み可能な方

年齢不問・未経験者歓迎

時間 8:00～17:00の間

週1の勤務でも可能

待遇 業績手当、福利厚生等あり（例）令和元年実績 50,000円
★水巻町内のサービスです。遠くに行くことはありません。

水巻町社会福祉協議会 ホームヘルプサービス TEL 202-3073 FAX 202-3708

水巻町ボランティア連絡協議会

水巻町ボランティア連絡協議会では、コロナ禍により活動が難しかった時期もありましたが、各団体でできる事をできる範囲で、元気に活動を続けています！



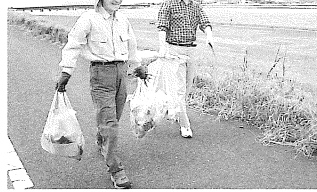
発行：水巻町ボランティア連絡協議会 水巻町吉田地6-1 TEL201-3344

登録団体

水巻町ともしびの会(点訳部・朗読部・手話部)/スコーレ/猪熊太鼓育成会/遠賀水巻 日本製鉄八幡退職者の会/折り紙ボランティア水巻/水仙グループ/絵たよりの会/水巻すみれ会/水巻町婦人会/堀川再生の会・五平太/フリースペースダイニング 計13団体

正式名称は？

水巻町で活動するボランティア団体で、正式名称は、「水巻町ボランティア連絡協議会(通称ボラ連)」といえます。



創立は？

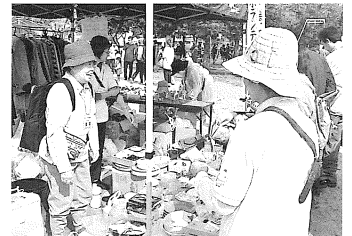
平成13年11月に結成され、現在(令和3年6月時点)は、13団体198名が所属しています。



ありがとう
20周年



水巻町ボランティア連絡協議会は、本年20周年を迎えます。これまでの皆さまのご支援に感謝するとともに、今後も地域に根ざした活動を続けていきます。



何をしているの？

ボランティア相互の情報交換や研修、町民への情報発信をしています。このボラ連だよりも情報発信の一つです。



主な活動は？

役員会・代表者会議や、コスモまつりの参加、河川敷清掃、ボランティア講座など地域に密着した活動を行っています。

メッセージ



水巻町ボランティア連絡協議会
会長 加賀 淳子

平成13年11月に結成された水巻町ボランティア連絡協議会は、今年で20周年を迎えます。

節目となる本年度は、本来であれば周年行事など開催する予定でしたが、残念ながら、中止となりました。そのような中でも、昨年度においては、遠賀川河川敷清掃やふれあい活動普及講座を開催し、感染対策を十分に行いながら、多くの方々と交流し、絆を深める事ができました。

新型コロナウイルスの終息を願いつつ、一人でも多くの方々に、ボランティア活動に興味を持っていただき、活動の輪を広げられるように頑張っていますので、今後とも皆様のご支援とご協力をお願い致します。

二区 組別ポスの設置



教えてください!!

皆さんの“やってみた”“やってみたい”
つながりの工夫や知恵をお待ちしています!

地域の知恵と工夫

みつけたっ!



今年3月 二区公民館に組別の鍵付きポストが設置されました!

二区は面積が広く、水巻町で最も人口が多い区です。その為、隣組の数もたくさんあります。

これまでは、暑い日も寒い日も毎回、区長さんが隣組長さんのお宅をまわり回覧物を配っていました。お仕事を持たれている隣組長さんも多く、大事な書類の受渡しがお互いに負担になることもありました。自治会では、日頃から皆さんの意見を取り入れたいと考えており、区内の大工さんに依頼して、組別ポストを設置しました。

毎月時期を決めて回覧物等の受渡しができるようになり、役員の皆さんの負担軽減はもちろんのこと、コロナ感染予防にも役立っています。



お問い合わせは 社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会
TEL 202-3700 FAX 202-3708
担当:宮野・徳永

こんにちは 権利擁護センターです

権利擁護に関する代表的な制度の概要についてご紹介します。

判断能力あり

◆任意後見制度

予め公証役場で代理内容を契約⇒判断能力低下後、家庭裁判所へ申立て⇒任意後見開始

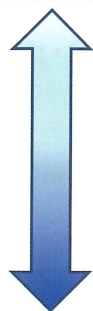
◆日常生活自立支援事業

「一人では判断は難しいが、契約能力はある人」を対象とした、日常的な金銭管理を主にした福祉サービスの利用援助。市町村社会福祉協議会が実施。

◆法定後見制度

金銭管理と身上保護のため、家庭裁判所に申立て⇒後見・保佐・補助の3類型

判断能力不十分



判断能力があるうちに前もって、判断能力が低下したときに“誰”に“何”を頼むのかを準備しておくのが「任意後見」で、判断能力が不十分となってから申立てを行うのが「法定後見」です。「日常生活自立支援事業」はその中間に位置しますが、「法定後見」は本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれているため、実際には「法定後見」と「日常生活自立支援事業」はその対象が重複している部分があります。

“判断能力が不十分の方＝法定後見制度の利用”とは限りません。権利擁護センターはその方に適した支援を検討し、一緒に考えていきますので、まずはお気軽にご相談ください。